平成２３年（フ）第１２９号
北海道夕張郡長沼町あかね３丁目３番５号
債務者　清水よし江
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１号
北海道夕張郡長沼町銀座南２丁目10番４号
シティハイムマツミヤ11号室
債務者　工藤　好恵
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第７号
北海道夕張市常盤３番地
債務者　宮崎　庸子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１５号
北海道岩見沢市栗沢町美流渡末広町河川用地
債務者　三浦　文男
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２０号
北海道岩見沢市１条東９丁目15番地２　フローレス19―101号室
債務者　永井　幸春
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４号
北海道二海郡熊石雲石町224番地
債務者　松村　昌人
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２４年（フ）第１１号
山形県鶴岡市湯温海字湯温海171番地７
債務者　山口　菊井
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１０号
福島県会津若松市西七日町６番５号　コーポ富士Ｂ棟204号、前住所福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原188番地
債務者　好川　守明
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
福島県会津若松市花見ケ丘２丁目７番12号、前住所福島県会津若松市城東町14番36―28号
債務者　小林日出夫
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
神奈川県平塚市万田493番地　市営万田貝塚住宅１―106号
債務者　加賀　広紀
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６６号
新潟市江南区天野３丁目１番44号　タウンコート・ペアニーＥ号
債務者　三輪　典義
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７８号
新潟市秋葉区さつき野１丁目８番19号
債務者　渡辺　義則
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
愛知県稲沢市稲沢町前田288番地８
債務者　福富　博美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９４６号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地７棟202号
債務者　船津　清春
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
大阪府泉大津市池浦町５丁目１番25―503号、前住所大阪府泉大津市東雲町11番14―201号
債務者　新井基公哉こと新井龍弘こと新井紀久夫こと　朴　　龍弘
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
大阪府岸和田市南上町１丁目31番22号ベルトピア南上町Ａ棟305号
債務者　西村　輝夫
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅１―508、前住所大阪府貝塚市海塚275番地
債務者　坂本　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係